

## 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（仮称） 要綱（案）

### 第一 再審の請求に係る被告事件に關与した裁判官の除斥及び忌避

- 1 裁判官は、再審の請求の事件〔再審請求審及び再審公判〕について、当該再審の請求に係る被告事件の裁判〔原審〕又はその裁判の基礎となった取調べに關与したときは、職務の執行から除斥されること。
- 2 裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき又は不公平な裁判をするおそれがあるときは、再審の請求をした者又はその弁護人（以下「再審請求人等」という。）は、これを忌避することができること。

### 第二 再審請求審における期日の指定等

#### 一 期日の指定

- 1 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審請求人等の申立てにより又は職権で、再審の請求の手続の期日を指定し、又は変更することができるここと。
- 2 1の期日には、検察官を出席させることができること。
- 3 1の期日は、再審請求人等及び2により出席する検察官に通知しなければならないこと。

#### 二 裁判長の手続指揮権

- 1の期日においては、裁判長が手続を指揮すること。

#### 三 調書の作成

- 1の期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、調書を作成しなければならないこと。

### 第三 再審請求審における証拠等の開示命令等

#### 一 請求による証拠等の開示命令

- 1 再審の請求を受けた裁判所は、再審請求人等から検察官が保管する当該再審の請求に係る被告事件に関する証拠（公務員が職務上現に保管し、検察官において入手が可能であるものを含む。）及び送致書類等目録（事件の送致に関する準則に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、送致された全ての書類及び証拠物についてその標目、品名等を記載したもの）（以下「証拠等」という。）について開示の請求があった場合には、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなときを除き、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めることは、決定で、検察官に対し、当該証拠等の開示を命じなければならないこと。

- 2 裁判所は、1の決定をするときは、証拠等の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付すことができること。
- 3 裁判所は、1の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならないこと。
- 4 1による開示は、再審請求人等に対し、証拠等を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えることにより行うものとすること。
- 5 1の決定に対しては、即時抗告をすることがであること。

## 二 職権による証拠等の開示命令

- 1 再審の請求を受けた裁判所は、検察官が保管する当該再審の請求に係る被告事件に関する証拠等について、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠等の開示を命じることができること。
- 2 一の2から5までは、1の証拠等の開示の決定について準用すること。

## 三 証拠等の提示命令

再審の請求を受けた裁判所は、一1又は二1の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、証拠等の提示を命ずることができること。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠等の閲覧又は謄写をさせることができないこと。

## 第四 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

検察官は、再審開始の決定に対しては、異議の申立て、抗告及び即時抗告をすることができないものとすること。

## 第五 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、〇〇から施行すること。

### 二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

### 三 検討

政府は、この法律の施行後〇年を目途として、【司法警察職員が収集した証拠及び作成した書類の一覧表の作成及び保存、再審請求をしようとする者に対する検察官保管証拠の開示等】について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

### 四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。